

省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議の開催について

〔令和 7 年 1 月 17 日〕
内閣総理大臣決裁

- 1 中小・小規模企業の生産性向上を図る上で、A I、ロボットなどの自動化技術の利用・活用が不可欠であり、こうした自動化技術は省力化に資することから、人手不足対策として有効である。

地域社会を支える一方で人手不足が深刻な業種において、A I、ロボットなどの導入やD Xを始めとする省力化投資を推進するために、各事業所管府省において、業種ごとに課題を抽出し、これを踏まえて省力化投資を促進するための具体的プランを策定し、着実に実行していく必要がある。

政府を挙げて省力化投資を促進するための具体的プランを策定し実行するため、省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

- 2 連絡会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 連絡会議の庶務は、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

議長	内閣官房副長官（衆）
構成員	内閣官房副長官補（内政担当）
	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理
	金融庁監督局長
	こども家庭庁成育局長
	厚生労働省医政局長
	厚生労働省健康・生活衛生局長
	厚生労働省労働基準局長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
	厚生労働省老健局長
	農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
	農林水産省大臣官房技術総括審議官
	経済産業省経済産業政策局長
	経済産業省製造産業局長
	経済産業省商務情報政策局長
	経済産業省商務・サービス審議官
	中小企業庁長官
	国土交通省不動産・建設経済局長
	国土交通省鉄道局長
	国土交通省物流・自動車局長
	国土交通省海事局長
	国土交通省航空局長
	観光庁次長